

企業法務こぼれ話



第40話 ～ 知って得する？ 法律の豆知識（弁済編）～

法律講義の脱線ネタ

職業柄、法律関係の講義をよく依頼されます。その際、聞く側が退屈しないように、敢えて脱線して「余談」をお話することがあります。そのような場合に利用しがちな法律の豆知識をご紹介します。今回は、債務の弁済編です。いずれも契約・規約等で別段の定めがある場合には、それに従うこととなりますのでご注意ください。

支払の場所

支払を督促した際に、「そんなに金がほしいなら払ってやるから今から取りに来い！」などと居丈高にいう債務者がたまにいます。その場合には、「いえいえ、法律で決まっておりますので、こちらまでお金を持ってきてください。」と返答してください。債権者の住所で弁済することになっています（民法第484条第1項）。

振込手数料

取引先が請求額から振込手数料を差し引いて送金してることがありませんか。しかし、振込手数料（弁済の費用）は送金する側が負担するのが法律です（民法第485条本文）。継続的な取引の場合には、塵も積もれば山となりますので、取引先に指摘してみるのも一案です。

領収書の発行

「当社では、領収書はお出ししていませんが…」と言われたら、「じゃ、支払も保留します

ね。」と対応して構いません。弁済と引換えに受取証書の交付を請求することができるのです（民法第486条）。

費用・利息・元本

一つの取引で元本のほか利息や費用が発生している場合で、取引先から全額に満たない弁済を受けるときには、費用、利息、元本の順番に充当します（民法第489条）。「このお金は元本に入れてください。」と頼まれても、「できません。法律に従いたいので。」と断ることができます。

第三者による弁済

「今、A社にお金がないので、関連会社のB社が代わりに支払います。」と取引先から提案された場合、それを受け入れても全く構いません。債務者でない第三者も弁済できるからです（民法第474条第1項）。この場合、A社とB社の間では、求償関係が残ることになります。

おわりに

いかがでしょうか。実際の講義の場面では、「夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。」（民法第754条本文）とか、「セクハラに限界事例」、「どこからが浮気なのか」の様なネタの方が、聞き手の受けが良いように感じています。ただ、法律講義の本題でなく、余談の中身だけ覚えてお帰りになる方がいらっしやることは悩みです…。

〈著者プロフィール〉



澤田 雄二(さわだ ゆうじ) 宇都宮中央法律事務所 代表 弁護士・弁理士

栃木県出身。宇都宮高校、東北大学法学部卒業。平成8年弁護士登録。東京で4年間、宇都宮で9年間の勤務弁護士を経て、平成21年宇都宮中央法律事務所を設立。事務所に所属する他5名の弁護士と、弁理士を率いて、企業法務全般を幅広く取り扱う。特に近時は、事業承継を含むM&Aと知的財産分野に力を入れている。複数の県内上場企業の社外役員、裁判所の調停委員も務める。中小企業庁認定の経営革新等支援機関であり、知財総合支援窓口の知財専門家弁護士。令和2年度栃木県弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事。